

【廃棄物減量等推進審議会の役割及び運営について】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

○本庄市廃棄物減量等推進審議会条例

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、本庄市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

- （1） 一般廃棄物の減量、再生利用、再資源化等に関すること。
- （2） その他一般廃棄物の減量等の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 各種関係団体の推薦する者
- （3） 商業、工業及び農業関係者
- （4） 公募による市民
- （5） その他市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済環境部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○本庄市廃棄物減量等推進審議会規則

(趣旨)

第1条 本庄市廃棄物減量等推進審議会条例(令和3年本庄市条例第28号)第8条の規定に基づき、本庄市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第3条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 審議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経済環境部環境推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

本庄市廃棄物減量等推進審議会の運営について

第1 趣旨

本庄市廃棄物減量等推進審議会規則第7条の規定に基づき、本庄市廃棄物減量等推進審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人の定員

傍聴人の定員は10人とする。

なお、傍聴希望者が10人を超えた場合には、くじ引きとする。

第3 会議録の作成

（1）会議録の作成にあたり、発言者名を記載する。

（2）会議録は、会長が署名した日をもって確定する。

（3）会議録の公表は、会議録を確定した日以降に行う。